

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

警察庁 最終的な調整結果

管理番号

110

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

08_消防・防災・安全

提案事項(事項名)

青色回転灯等装備車の証明等に係る申請等手続のオンライン化等

提案団体

埼玉県、深谷市、上尾市、越谷市

制度の所管・関係府省

警察庁

求める措置の具体的内容

- ①青色回転灯等装備車の証明等の申請手続における申請書及び添付書類について、PDF等電子データでの提出を可能とし、オンライン化を可能とすること。
- ②適切なパトロールの継続性を確保するための申請団体に対する講習について、「講習の効果の確認」及び「受講者の確認」の方法を参考事例と併せて明確に示し、オンラインによる実施を可能とすること。
- ③上記①、②について、現行規定で可能なのであれば、その旨を明確化すること。

具体的な支障事例

青色回転灯等装備車の証明等については、警察庁から各都道府県に事務処理要領等を示した通達が発出されており、各都道府県においては、同通達に基づく事務処理要領を定め運用している。

証明等の申請等については、各警察署が窓口となり申請書類を受領し、警察本部に送付した上で、警察本部において申請内容を審査し、証明書等の発行等を行うこととなっており、申請から証明証の交付まで1か月程度の時間を要している。

また、現行制度では、申請者は書類を各警察署に持参又は郵送する必要があるため、負担が生じている。さらに、書類の未送付等があった場合の手続の遅延及び書類の紛失等が懸念され、申請者への不利益が生じるおそれがある。

加えて、適切なパトロールの継続性を確保するために申請団体に対する講習の受講が規定されているが、オンラインによる講習が可能となるための具体的な実施方法や条件が不明であるため、対面で実施せざるを得ず、非効率的な講習実施を図る上で支障が生じている。

当県内の市町村が、県内企業から青色防犯パトロールの実施を検討しているとの相談を受けたが、申請手続の煩雑性や対面講習の時間拘束が負担となり、検討を取りやめってしまうケースが発生してしまっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

行政のデジタル化が促進され、県民の利便性が向上し、行政の業務が効率化される。また、講習を受ける機会や方法が増えることで、受講者の増加が見込まれ、地域防犯の推進につながる。

根拠法令等

「自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯等を装備する場合の取り扱いについて」の手続について（通達）令和4年12月15日付け警察庁丁生企発第659号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

千葉市、八王子市、川崎市、相模原市、愛知県

○手続きのデジタル化により、申請者の利便性を向上させることは賛成であるが、同時に窓口である警察署、申請を取りまとめ証明書を発行する警察本部の負担の軽減を図る必要がある。申請者の多くは、高齢者であるため、デジタル化に対して、負担を要する高齢者が一定数見込まれ、オンラインによる講習と対面による講習の双方を実施すると窓口である警察署の負担が増える恐れがある。また、将来的には、青色回転灯装備車に関する手続きを含め、防犯ボランティア団体に関連する手続きは、警察が行わずとも、市町村と連携して、都道府県が行うようにすれば、申請者の負担が軽減する。

○講習を受けてから「パトロール実施者証」の交付を受けるまでに、1か月以上時間を要している状況で、人事異動で配属された職員が1か月以上パトロールを実施できないという支障が生じています。

○市で新規に購入した回転灯付きパトロールカーについて、証明書の発行までに三週間程度を要したため、その間、パトロールに使用する車両を減ずる必要が生じた。

各府省からの第1次回答

オンラインによる青色回転灯等装備車に係る証明等の申請手続や講習の実施の在り方について、都道府県警察の実情等を踏まえて検討を進めてまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案に対し、検討をするとの前向きな御回答をいただき感謝申し上げます。県民の利便性向上、行政の業務効率化に資するため、提案実現に向け速やかに検討いただきたい。

また、検討の内容やスケジュールについても具体的に御教示いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
提案団体の提案を考慮した検討を求める。

各府省からの第2次回答

申請手続のオンライン化については、対応可能なシステムを整備している都道府県警察については可能である旨を事務連絡等で明確にする。

講習のオンライン化については、講習の効果の確認や受講者の確認の方法を含むオンラインで実施する際の基準を示す必要がある。

今後、都道府県警察から参考事例等を聴取した上で、具体的な実施方法等を検討することとしたい。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【警察庁】
(1)道路運送車両法(昭26法185)
(i)自主防犯活動用自動車の青色回転灯装備に関する警察の証明については、オンラインによる申請が可能であることを明確化し、都道府県警察に通知した。
[措置済み(令和5年9月4日付け警察庁生活安全局生活安全企画課長事務連絡)]
(ii)青色防犯パトロール講習のオンラインによる実施については、実施に係る基準や具体的な実施方法を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。